

芦別市特定不妊治療費助成事業のご案内

本市では、北海道が実施する『特定不妊治療費助成事業』の交付決定を受けている方を対象に、ご夫婦の経済的負担の軽減や少子化対策の充実のため、治療費の一部を助成します。

対象となる治療について

不妊治療のうち、北海道特定不妊治療費助成事業に係る体外受精及び顕微授精が対象となります。

対象者について

次の全てに該当する方。

- ① 北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けた方
- ② 夫婦（事実婚を含む）のいずれかが、治療開始時及び終了時並びに助成申請時に、本市に住所を有し当該住所を居住地としている方
- ③ 夫婦のいずれも市税の滞納がない方

※ 上記②については、従来法律婚の方のみを対象としていたものです。事実婚の方については、令和3年1月1日以後に特定不妊治療を終了した治療費から適用となります。また、上記③の市税の滞納がない方については、本市に住所を有する方のみの条件となります。

助成内容について

- ① 特定不妊治療に要した費用から道助成事業による助成金を控除した額とし、1回の治療につき30万円を限度とします。ただし、採卵を伴わない治療や状態が良い卵子が得られないなどで治療を中断した場合は、1回の治療につき10万円を限度とします。
- ② 特定不妊治療のうち、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合は、1回の治療につき30万円を限度とします。
- ③ 道助成事業を受けた方のうち、1子ごとの治療開始時における妻の年齢が40歳未満の方は、43歳になるまでに通算6回を限度として助成、治療開始時の年齢が40歳以上43歳未満の方は、43歳になるまでに通算3回を限度として助成します。ただし、妊娠12週以後死産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセットします。

申請手続について

道助成事業による助成決定を受けた後、次の書類を準備して、市健康推進係（④番窓口）へ申請してください。

【申請に必要なもの】

- ① 芦別市特定不妊治療費助成金交付申請書
- ② 北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定通知書(指令書)
- ③ 上記②申請の際に添付した 特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- ④ 治療及び調剤に係る領収書の写し

※ 交付申請書については市健康推進係の窓口に用意してあるほか、市ホームページからダウンロードすることも可能です。

※ 道助成事業の助成決定通知書については原本が必要です。

※ その他、不明な点がある場合は下記までご確認ください。

《問い合わせ先》

〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地

芦別市役所健康推進課健康推進係（窓口④番）

TEL：0124-27-7365【健康推進係直通】

URL：<http://www.ashibetsu.hokkaido.jp/>